

W T O 農業交渉、日豪経済連携協定（E P A）交渉に関する意見書

米国が主導するW T O 農業交渉（ドーハ・ラウンド）は、市場原理による食のグローバル化を目指し、鉱工業製品と同様に農産物の保護削減の基準を決め、自由貿易を進めるものです。

7月の交渉では、米国など食料輸出国と輸入国の対立から土壇場で交渉が決裂しましたが、交渉再開が進むことが予想されます。日本政府は、関税の大幅な削減から除外できる米など重要品目の数を10%以上確保する姿勢から、調停案の「原則4%、条件・代償つきでプラス2%」について受け入れるかのような姿勢を見せました。当時の若林農林水産大臣は談話で食料輸入国の立場で交渉の成功に貢献する決意を示し、また金融サミットではなぜか自由貿易体制の重要性が強調され、ドーハ・ラウンドを今年中に大枠合意に持ち込む決意が示され、農産物の関税削減に対する国民や農業者の不安が高まっています。

一方、日豪経済連携協定（E P A）交渉は、今年の8月までに計6回の会合が開催されています。豪州の主な輸出農産物は、日本の重要品目（牛肉、小麦、砂糖、乳製品）と競合しており、農業生産の規模・効率性がけた違いにある両国間で競争はまず成り立ちません。

仮にこれらの関税が撤廃されると、豪州から大量に農産物が輸入され、重要品目の農業生産額は減少し、日本農業は壊滅状況になることが想定されます。さらに、米国やカナダ、E UなどとのF T A交渉につながるおそれがあります。

食料危機が迫る中、本年6月の食料サミットでも、食料安全保障は恒久的な国家の政策であるとし、食料生産の強化、農業投資の拡大が宣言されており、日本でも食料自給率の向上、食料生産体制の強化が重要な課題となっています。

日本の食料と地域の農業・農村・暮らしを守り、食料輸入国や途上国における食料主権、多面的機能、多様な農業の共存を維持するためにも下記の事項を強く要望します。

記

- 1 W T O 農業交渉では、関税の大幅な削減から除外できる米など重要品目の十分な数を断固確保すること。食料輸出国による関税の上限設定は絶対に阻止し、低関税輸入枠の拡大は認めないこと。先進国最低の食料自給率の向上

や担い手確保にむけて国内支持の柔軟性を確保すること。汚染米の原因となったミニマムアクセス米は削減すること。食料輸入国や途上国の唯一の対抗手段である特別セーフガード（緊急輸入制限措置）を維持・拡大すること。

- 2 WTOについては行き過ぎた貿易市場主義、削減されてきた農産物に対する関税、国境措置、輸出国と輸入国の不均衡などを根本から見直し、自由貿易が輸入国や途上国の食料安全保障や一次産業を衰退させ、貧困化を招き、環境負荷を高めていることなどを考慮し、食料増産や各国の農業基盤の強化、環境保全、食の安全など農業の価値を高める公正かつ新たな貿易ルールの確立を追求すること。
- 3 国におかれては、日豪EPA交渉に当たり、我が国の農業及び関連産業の持続的発展と食料の安全保障を確保するため、国民の基礎的食料である牛肉、小麦、乳製品、砂糖などの重要品目は関税撤廃の除外とし、国内農業を守るよう全力を挙げて交渉すること。重要品目の柔軟性について十分な配慮が得られないときは、交渉の継続について中断も含め、厳しい判断でもって望むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年12月12日

名取市議会議長 佐藤賢祐

内閣総理大臣 殿
外務大臣 殿
農林水産大臣 殿
経済産業大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿